

議案第13号

大津市介護保険法に基づく 指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 廃止について

令和 6年 3月14日

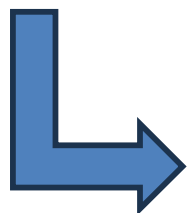
健康保険部長寿施設課

1 介護療養型医療施設について

(定義)

介護療養型医療施設とは、

「療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。」（旧介護保険法第8条第26項）



医療の必要な要介護高齢者のために
介護保険が適用できる長期療養施設

※本市における介護療養型医療施設
1件(堅田病院)

2-1 廃止に至る経緯

- 「介護療養型医療施設」と似たサービスとして「医療療養型病院」がある。

「医療療養型病院」は、病状が安定している慢性期の患者に対し、医療的ケアやリハビリを提供する施設で、医療保険が適用されるため財源が異なる。

- 厚生労働省が平成18年（診療報酬・介護報酬同時改定）に実態調査実施

⇒ 「介護療養型医療施設」と「医療療養型病院」の利用する人の状況に大きな差がなく、すみ分けができていない実態があることから「**介護療養型医療施設**」を廃止し、再編成されることになった。

当初、経過措置期間として、廃止期限は平成29年度末とされた。

2-2 廃止に至る経緯

- 平成30年度の報酬改定により介護療養型医療施設の受皿として、「介護医療院」が新設された（現在、本市に当該施設はなし）。
移行までの経過措置期間として、廃止期限が平成29年度末から令和5年度末までに延長された。
- 令和5年度末で介護療養型医療施設が廃止となることから、『大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例』を廃止する。
（施行日：令和6年4月1日）
- 堅田病院は、介護医療院に移行せず、医療療養型病院へ転換